

改 正	現 行
<p>第1編 総括的事項</p> <p>第1章 目的</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 政策評価や独立行政法人評価等との関係 本指針による評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）、「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定）及び「厚生労働省における政策評価に関する基本計画」（平成14年4月1日厚生労働大臣決定）に基づく評価と対象とする範囲は異なるが、基本的に目指す方向を同じくするものである。本指針に基づき研究開発を対象とする評価を実施する際は、同法に基づく政策評価と整合するよう取り組むこととする。また、独立行政法人研究機関（研究開発資金を配分する法人を含む。以下同じ。）については、大綱的指針及び本指針に沿って、同様な事項について各法人が明確なルールを定めた上で評価を行うことが求められる。なお、独立行政法人については、「独立行政法人通則法」（平成11年法律第103号）に基づき、<u>主務大臣による評価が行われ、その際、独立行政法人のうち国立研究開発法人については、厚生労働省国立研究開発法人審議会の意見を聴取することとされている。</u>この評価についても、大綱的指針及び本指針を参考とすることが期待される。</p> <p>4 (略)</p> <p>第2章 定義 本指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 評価実施主体 研究開発実施・推進主体（第2編から第5編までの規定により評価を実施する研究事業等の所管課、研究事業等を所管する法人及び研究開発機関）及び第三者評価機関をいう。</p> <p>5～20 (略)</p> <p>第3章 対象範囲 本指針の研究開発評価の対象範囲は、次のとおりとする。</p> <p>1 研究開発施策 (1) 厚生労働科学研究費補助金及び厚生労働科学研究委託費（以下「厚生労働科学研究費」という。）による研究事業 (削る) (削る) (削る) (削る) <u>(2) 労災疾病臨床研究事業費補助金による研究事業</u></p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第1編 総括的事項</p> <p>第1章 目的</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 政策評価や独立行政法人評価等との関係 本指針による評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）、「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定）及び「厚生労働省における政策評価に関する基本計画」（平成14年4月1日厚生労働大臣決定）に基づく評価と対象とする範囲は異なるが、基本的に目指す方向を同じくするものである。本指針に基づき研究開発を対象とする評価を実施する際は、同法に基づく政策評価と整合するよう取り組むこととする。また、独立行政法人研究機関（研究開発資金を配分する法人を含む。以下同じ。）については、大綱的指針及び本指針に沿って、同様な事項について各法人が明確なルールを定めた上で評価を行うことが求められる。なお、独立行政法人については、「独立行政法人通則法」（平成11年法律第103号）に基づき、<u>独立行政法人評価委員会による評価が行われるが、この評価についても、大綱的指針及び本指針を参考とすることが期待される。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第2章 定義 本指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 評価実施主体 研究開発実施・推進主体（第2編から第5編までの規定により評価を実施する研究事業等の所管課、研究事業等を所管する法人及び研究開発機関）及び第三者評価機関（<u>独立行政法人評価委員会等</u>）をいう。</p> <p>5～20 (略)</p> <p>第3章 対象範囲 本指針の研究開発評価の対象範囲は、次のとおりとする。</p> <p>1 研究開発施策 (1) 厚生労働科学研究費補助金及び厚生労働科学研究委託費（以下「厚生労働科学研究費」という。）による研究事業 <u>(2) 独立行政法人医薬基盤研究所が実施する基礎研究推進事業</u> <u>(3) 独立行政法人医薬基盤研究所が実施する医薬品、医療機器等の研究開発に対する委託事業</u> <u>(4) 特定疾患治療研究費及び小児慢性特定疾患治療研究費による研究事業</u> <u>(5) 結核研究所補助金及び放射線影響研究所補助金による研究事業</u></p> <p>2～4 (略)</p>

第4章・第5章 (略)
第2編 研究開発課題の評価
第1章 競争的資金による研究開発課題の評価
1 総括的事項
(1)～(3) (略)
(4) 他の研究との不合理な重複や、特定の研究者への研究費の過度な集中を
防ぎ、効果的な研究開発の推進を図るため、研究代表者及び研究分
担者のエフォートを明らかにし、研究事業等の所管課は、府省共通研究
開発管理システム(e-Rad)を活用して、十分に確認を行うものとする。
(5) (略)
2～6 (略)
第2章・第3章 (略)
第3編～第5編 (略)
別紙 (略)

第4章・第5章 (略)
第2編 研究開発課題の評価
第1章 競争的資金による研究開発課題の評価
1 総括的事項
(1)～(3) (略)
(4) 他の研究との不合理な重複や、特定の研究者への研究費の過度な集中
を防ぎ、効果的な研究開発の推進を図るため、研究代表者及び研究分
担者のエフォートを明らかにし、研究事業等の所管課又は独立行政法人
医薬基盤研究所は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を活用して、
十分に確認を行うものとする。
(5) (略)
2～6 (略)
第2章・第3章 (略)
第3編～第5編 (略)
別紙 (略)